

○厚生労働省告示第二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十条第五号の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月七日

厚生労働大臣 細川 律夫

無機薬品及び有機薬品の項中第四十六号を第四十九号とし、第四十三号から第四十五号までを三号
ずつ繰り下げ、第四十二号を第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五 ラノコナゾール

無機薬品及び有機薬品の項中第四十一号を第四十三号とし、第二十四号から第四十号までを二号ず
つ繰り下げ、第二十三号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 トリアムシノロンアセトニド。ただし、口腔^{くわう}内貼付剤に限る。

無機薬品及び有機薬品の項中第二十二号を第二十三号とし、第十一号から第二十一号までを一号ず
つ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 ケトプロフェン